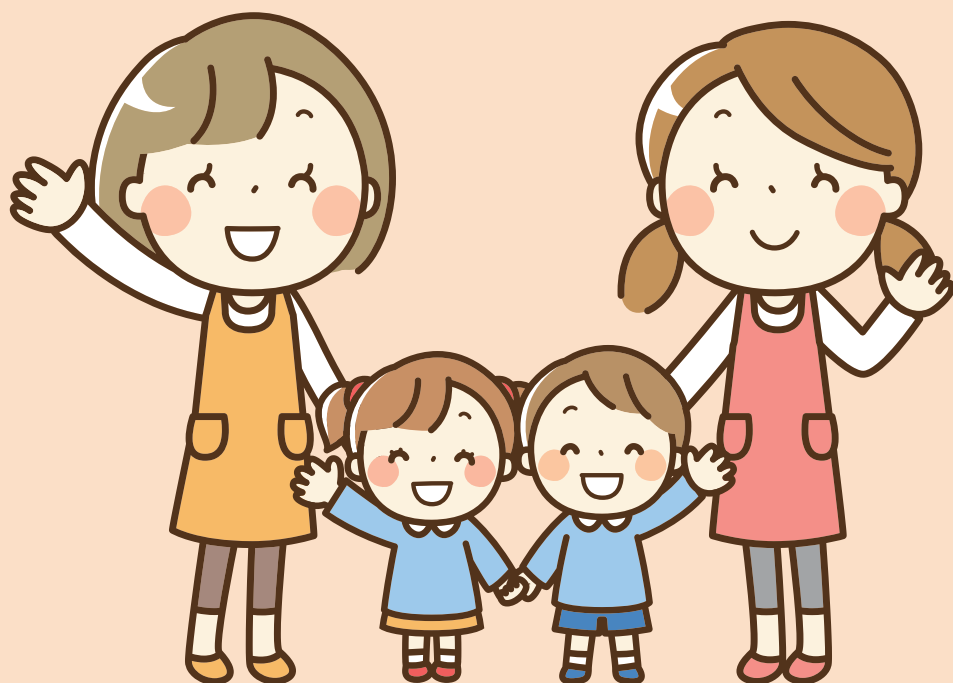
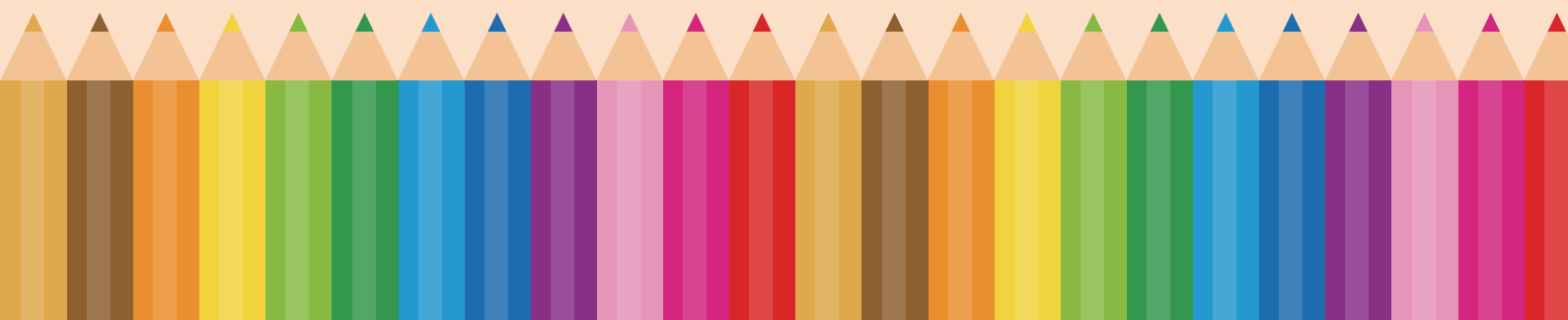


重 要 事 項 說 明 書



社会福祉法人 心和園
岡山保育園



も く じ

① 施設運営主体	3
② 利用施設	3
③ サービスの目的・運営方針	3
④ 当園における施設・設備等の概要	3
⑤ 職員の設置状況	4
⑥ 保育を提供する日	4
⑦ 保育を提供する時間	4
⑧ 提供する保育等の内容	4
(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供	4
(2) 保育理念	5
(3) 保育方針	5
(4) 保育目標	5
(5) 一日の流れ	5
(6) 年間行事	6
(7) その他の取組	6
(8) 食事の提供	6
(9) その他	7
⑨ 利用料金	8
⑩ 利用の終了に関する事項	8
⑪ 嘱託医	8
⑫ 病気やけが、緊急時等の対応	8
⑬ 虐待防止のための措置	9
⑭ 秘密の保持	9
⑮ 要望・苦情等に関する相談窓口	9
⑯ 非常災害時の対応	9
⑰ 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額	9
⑱ 当園におけるその他の留意事項	9
別表1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金	10
時間外保育に係る利用者負担	10
副食費に要する利用者負担	10
学校伝染病	11

岡山保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

① 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 心和園
所 在 地	八女市忠見 641-8
電 話 番 号	0943-22-3060
代 表 者 名	理事長 野中ルミ子

② 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	岡山保育園
施 設 の 所 在 地	八女市室岡 1261-2
連 絡 先	電話 0943-22-4726 Fax 0943-22-4738
管 理 者	園長 佐藤史郎
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、 保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満 3 歳以上の児童 100 人 満 1 歳以上満 3 歳未満の児童 46 人 満 1 歳未満の児童 14 人
開 設 年 月 日	25 年 3 月 28 日

③ サービスの目的・運営方針

岡山保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- 「当園」は、保育の提供に当っては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育てに対する支援等を行うよう努めます。

④ 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷 地 全 体	4513.77 ㎡
	園 庭	386.1 ㎡
園 舎	構 造	RC造
	延べ床面積	914.68 ㎡

(2) 主な設備

設 備	部 屋 数	備 考
乳 児 室・ほ っ く 室	2 室	ちゅうりっぷ(0歳) もも(1歳)
保 育 室	4 室	たんぽぽ(2歳) すみれ(3歳) ゆり(4歳) さくら(5歳)
遊 戯 室 (ホール)	1 室	保育室と兼用
調 理 室	1 室	

⑤ 職員の設置状況

職 員	職 員 数	常 勤	非 常 勤	備 考
園 長	1	1		
主 任 保 育 士	1	1		
保 育 士	24	20	4	
栄 養 士	1	1		
調 理 師	4	1	3	
看 護 師	1		1	
そ の 他	1		1	

当園では、「八女市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例（平成26年八女市条例第25号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として上記の職種の職員を配置しています。

〈各職種の勤務体系〉

職 種	勤 務 体 系
園 長	正規の基本勤務時間（8:30 ～ 19:00）
主 任 保 育 士	正規の基本勤務時間（8:30 ～ 17:30）
保 育 士	正規の基本勤務時間（8:30 ～ 17:30）
栄 養 士	正規の基本勤務時間（8:30 ～ 17:30）
調 理 員	正規の基本勤務時間（8:30 ～ 17:30）

※ローテーションにより各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

⑥ 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月31日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

⑦ 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

（1）保育標準時間認定に係る保育時間

7:00	7:30		18:30	19:00
延長保育		保育標準時間（7:30～18:30）		延長保育（有料）

（2）保育短時間認定に係る保育時間

7:00	8:30	9:00		17:00	19:00
延長保育（有料）			保育短時間（9:00～17:00）		延長保育（有料）

※8:30～9:00（水色部分）までの時間については、延長料金を頂けません。

※行事等により園より時間指定で登園する場合や、夏祭りなど夕方遅くなる場合は、延長料金を頂けません。

※就労契約上就労時間が延長保育時間にかかる場合は、相談の上個別に保育時間及び延長保育時間を設定いたします。

⑧ 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成30年3月告示）を踏まえ以下の保育その他の便宜の提供を行います。

（1）特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記⑦に記載する時間において、保育を提供します。



(2) 保育理念

子ども一人一人を大切にし、共に育ち合いながら
保護者・地域に信頼される保育園を目指す。



(3) 保育方針

生きる力の基礎を培う
(自立できる子ども)

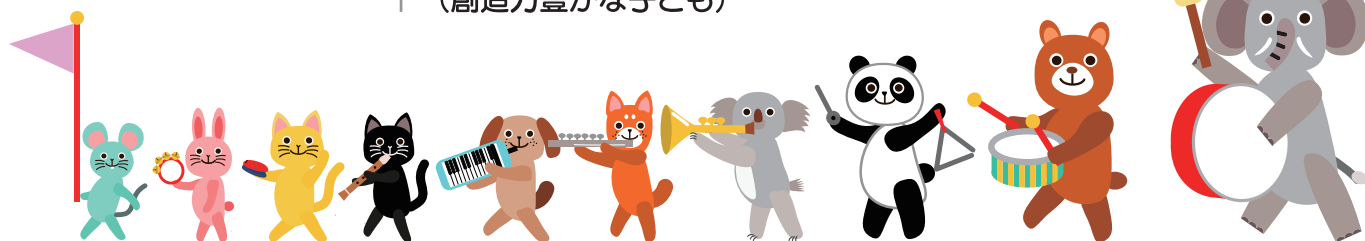
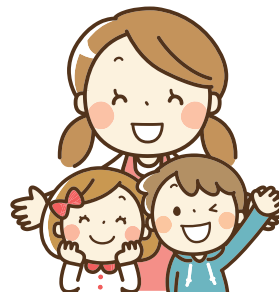


(4) 保育目標

たくましく豊かな心と身体をもち
生き生きと活動する子ども
(思いやりの心)



見る力・聞く力・考える力を養う
(創造力豊かな子ども)



(5) 一日の流れ

短時間保育

7 : 00	開園 登園 (視診、ノート捺印、着替え) 自由遊び (3歳未満児は朝のおやつ)	9 : 00 (登園)
9 : 30	お片付け 体操 リズム遊び 10月後半よりマラソン・乾布摩擦 お集まり (朝の歌) 設定保育 戸外遊び 室内遊び	9 : 30
11 : 30	昼食準備 (排せつ、手洗い、配膳) 昼食 後片付け 自由遊び	11 : 30
13 : 00	午睡準備 (着替え、排せつ) 絵本 紙芝居 午睡	13 : 00
14 : 50	目覚め	14 : 50
15 : 00	おやつ 降園準備 帰りの会 自由遊び	
17 : 00	お片付け 18 : 30~19 : 00延長保育	17 : 00 (以降延長保育)
19 : 00	閉園	

(6) 年間行事

4月	入園式・春の遠足・前期尿検査・前期歯科、内科検診
5月	畑作り・じゃが芋収穫
6月	親子ふれあい保育参観・芋苗植え・田植え
7月	プール開き・七夕会・お泊り保育
8月	プール納め・夏祭り※1
9月	
10月	運動会・稲刈り・ハイキング(高良山登山)・芋掘り大会
11月	作品展(保育参観)・八女地区農業まつり・玉ねぎ苗植え 後期内科検診・後期歯科検診・後期尿検査・焼き芋大会
12月	クリスマス会・もちつき大会
1月	手作り凧上げ大会・手作り味噌づくり・マラソン大会
2月	発表会
3月	お別れバス遠足・お別れ会・じゃが芋植え 卒園式・終了式

※1 気候変動による真夏の暑さを考慮して開催日を決定する

※緑文字は保護者参加行事

(7) 英語教室・体育教室：週1回 さくらぐみ、ゆりぐみ

アレルギー児に対する除去食提供

：必ず医師の診断書又は家庭における食生活状況把握についての書類を提出してください。

食育：畑づくり、毎月のクッキングの実施、味噌づくり、また給食を通して食への関心、食の大切さ、食の楽しさを伝える。

(8) 食事の提供

児童の年齢に応じ以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午 前 間 食	昼 食	午 後 間 食	備 考
0 歳 時	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1 歳 時	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2 歳 時	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3 歳 時		11時30分頃	15時頃	
4 歳 時		11時30分頃	15時頃	
5 歳 時		11時30分頃	15時頃	

※献立表は、毎月別途お知らせいたします。

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(9) その他 各クラスからのお知らせ(持ってくる物)

● ちゅうりっぷ組

★スプーン、雑巾2枚、午睡用毛布、ビニール袋(100枚等)

★ティッシュ1箱、オシリ拭き(なくなり次第随時お願いします)

毎日もってくるもの(バッグの中に入れるもの)

- ハンドタオル(名前を書いてバッグの中に入れておいてください。)
- 着替えは多めに入れておいてください。又食事用のエプロンをお願いします。
- オムツは5~6枚、持たせてください。
- その他汚物入れの袋を2枚、乳児用連絡帳

● もも組

★雑巾2枚、午睡用毛布、ビニール袋(100枚等)

★ティッシュ1箱、オシリ拭き(なくなり次第随時お願いします。)、スプーン

毎日もってくるもの(リュックの中に入れるもの)

- お手拭タオル2枚(大きく名前を書いてください。)
- 食事用のエプロンをお願いします。オムツは5~6枚、持たせてください。
- その他おたより帳、汚物入れの袋を2枚

● たんぽぽ組

★雑巾2枚、ティッシュ1箱、ビニール袋(100枚等)

毎日もってくるもの(リュックの中に入れるもの)

- お手拭タオル(大きく名前を書いてください。)
- 汚れた衣類を入れる袋(買い物袋等)。
- その他おたより帳、スプーン
※着替えバッグに着替えは多めに入れておいてください。

● さくら、ゆり、すみれ組

★雑巾2枚、ティッシュ1箱

★着替え(パンツ、シャツ、トレーナー等)は多めに着替え袋に入れて持たせてください。着替え袋はそのまま預かり、週末に持ち帰って補充し、週明けに持たせてください。尚、足りなくなったら随時補充してください。

★お箸、コップを毎日持たせてください。

★その他(毎日)おたより帳、体操服の上下を持たせてください。
汚れた衣類を入れる袋(買い物袋等)

★歯ぶらし、コップ、タオル(※すみれぐみは年度途中より)

● 給 食

全クラス完全給食です。但し、さくら・ゆり・すみれぐみは、コップとお箸セットを持たせてください。

● 午 睡

さくら、ゆり、すみれ組はボタン付きのパジャマを準備し(巾着袋に入れて)持たせてください。

● その他

- ・ すみれ組以上児は制服での登園を基本とし、登園後すぐ体操服に着替えます。
- ・ やむ得ない事情がない限り9時までには登園させてください。
- ・ 朝の支度の都合上朝食をお家で摂れない場合はおにぎり等を持たせてください。
- ・ 身に着けているものや個人所有の全ての物に名前を書いてください。
- ・ スイミング教室はすみれ組以上児で希望される方のみとします。(個人負担月謝有)

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

副食費、延長保育料のほか、別表1に掲げる費用を負担していただきます。
お支払い方法については、別途お知らせします。

〈副食費について〉

副食費は一律4,500円とします。(物価の状況において、金額に変更が生じる場合があります。)

〈副食費免除対象者〉

基準年の年収360万円未満相当世帯や、所得に関係なく第3子以降のお子さんが免除の対象となります。

〈主食費について〉～3歳児から5歳児～

給食については3歳児から5歳児も完全給食になります。したがって、主食費(ごはん)についても副食費同様保護者負担となりますが、主食費(1,500円)については、八女市では市の全額補助となりますので、保護者負担はありません。(但し、八女市外からの広域入所の方については、主食費+副食費の合計6,000円を負担していただきます。)

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科	医療機関の名称	城戸 医院
	医 院 長 名	城戸 祐一郎
	所 在 地	福岡県八女市鵜池7
	電 話 番 号	0943-23-5303
(2) 歯科	医療機関の名称	大石 歯科医院
	医 院 長 名	大石 昌弘
	所 在 地	八女市室岡156-1
	電 話 番 号	0943-22-1111

12 病気やけが、緊急時等の対応

- (1) 感染症などの病気から復帰し登園する場合は、登園届(保護者記入)の提出が必要となります。
(11頁参照)
- (2) お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、別紙確認書にて保護者の指定する以下の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。
- (3) 薬について
病気などで薬を処方される場合は、医師へ朝夕の処方を申し出てください。それ以外で保育園での投薬が必要な場合は、投薬依頼書に記入いただきお薬袋にその分だけ入れていただき、お薬箱もしくは直接職員へお渡しください。

13 虐待防止のための措置

- (1) 当園は、当園を利用する子どもの人権擁護・虐待の防止のために必要な体制を整備し、職員による虐待等の行為の禁止、虐待防止や人権に関する啓発のための職員研修の実施など、児童虐待防止に必要な措置を講じます。
- (2) 職員または養育者による子どもへの虐待を発見した場合には、児童虐待の防止等に関する法律の定めに従い、八女市・児童相談所等の適切な機関に通報します。

14 秘密の保持

職員は業務上知り得た乳幼児またはその家族の秘密を保持します。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持します。

15 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

苦 情 解 決 責 任 者	佐藤 史郎	電話 番号 22-4726
		役職・肩書 岡山保育園 園長
当 園 ご 利 用 相 談 窓 口	●窓口担当者 田邊 嘉澄 ●ご利用時間 9:00～17:00 ●電 話 番 号 0943-22-4726 Fax0943-22-4738 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第 三 者 委 員	松崎 真勝	電話 番号 24-1791
		役職・肩書 岡山地区民生委員 校区長
	萩尾 洋	電話 番号 22-5412
		役職・肩書 前八女市議会議員

※福岡県運営適正化委員会 TEL092-915-3511 FAX092-584-3790でも受け付けています。

※当園では、上記のほか園内に要望・苦情等に係る投稿箱を設置しています。

16 非常災害時の対応

地震もしくは風水害等による警報(土砂災害や河川の増水等)が発令された場合(レベル4以上)休園または降園のお願いをします。また、積雪または道路の凍結などについては、開始ならびに終了時間をずらして保育を行う場合があります。いずれの場合もコドモンアプリにて連絡いたします。

非 常 時 の 対 応	別途に定める消防計画書により対応いたします。
防 災 設 備	●自動火災報知機 有 ●非常用電源 有 ●非常警報装置 無 ●ガス漏れ報知機 有 ●誘 導 灯 有 ●スプリンクラー 無 ●その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避 難・消 火 訓 練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

17 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。(契約年度により内容が変わる場合があります。)

保 険 の 種 類	保育園 賠償及び団体障害保険
保 険 の 内 容	賠償、傷害保険
保 険 金 額	賠償1名2億円、1事故10億円、対物200万円(全て最高額)

18 当園におけるその他の留意事項

喫 煙	当園の敷地内はすべて禁煙
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別 表 1

① 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

※R8年3月現在

項 目	体操服	制 服	
	シャツ:1,600円 パンツ:1,400円	上着:4,900円 スカート:3,400円	ズボン:3,000円 ブラウス:1,900円
3 歳 ~ 5 歳	○	○	
0 歳 ~ 2 歳			

おむつ処分費/200円(月額) ※おむつ使用者のみ

② 時間外保育に係る利用者負担

延長保育事業(通常保育)	18:30~19:00	100円
(短時間保育) 朝	7:00~ 8:30	(100円/30分毎)
(短時間保育) 夕	17:00~19:00	(100円/30分毎)

③ 副食費に要する利用者負担

ひと月4,500円(物価状況に応じて金額が変動。その場合年度当初にて変更し、年間を通して金額は変わらないものとする。但し、消費税等の変更がある場合はこの限りではない。)

支払方法…福岡銀行にて口座振替とします。(支店についてはどちらでも構いません。)振替日は、退所等の関係上前月27日(前払い)に引落としとします。(入金が確認されていない場合は現金で頂きます。)新年度入園や途中入園の方は口座振替の手続きが完了するまでは、現金での徴収となります。尚、口座をお持ちでない方は、福岡銀行に口座を作っていただくようお願いします。

口座振替の手続き **かんたん 3STEPS**



STEP 1

専用ページにアクセス

上記に記載のQRコード読み取り、口座振替申込みページにアクセスします。

STEP 2

申込み内容の登録

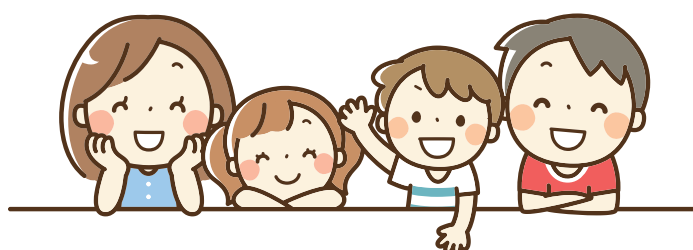
お客さま情報・支払い口座を登録し、銀行のページにて本人確認を行います。

STEP 3

口座振替の開始

ご指定の口座から自動的に引き落としとなります。

※口座振替の開始月はお申込み日によって異なります。詳細は別途案内をご確認ください。



学校伝染病

集団生活の場では感染症が流行しやすいことから、学校での健康管理について制定された「学校保健法」。ここで定められた「学校において予防すべき伝染病」が学校伝染病です。第1種～3種までの3つに分けられ、主に気をつけたいのは第2種・第3種です。

第1種

完治するまで登園停止。

怖い病気ですが、赤痢の報告例がある程度で、ほとんど心配はありません。

コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、ジフテリア、ペスト、ポリオ、ラッサ熱、エボラ出血熱、マールブルグ病、クリミア・コンゴ出血熱

第2種

集団生活で流行する可能性の高いものが、分類されています。

ほかの子どもにうつさないためだけでなく、感染した子ども自身がほかの病気を併発しないためにも、決められた期間は休まなければなりません。

インフルエンザ・コロナ	熱が下がってから3日経過するまで登園停止。
水ぼうそう(水とう)	発しんがすべてかさぶたになるまで登園停止。
はしか(麻疹)	熱が下がってから3日経過するまで登園停止。
おたふくかぜ(流行性耳下腺炎)	耳の下のはれが治まるまで登園停止。
ふうしん 風疹	発しんが消えるまで登園停止。
百日ぜき	百日ぜき特有のせきが出なくなるまで登園停止。
いんとう 咽頭結膜熱(プール熱)	症状が消えてから、2日経過するまで登園停止。
結核	医師が伝染のおそれはないと認めるまで登園停止。

第3種

集団生活で流行する可能性のあるものが、分類されてます。

病気に応じて、治るまでは登園を停止、控えるなどして、流行をくいとめたいものです。

腸管出血性大腸菌感染症(O-157)	医師が、伝染のおそれはないと認めるまで登園停止。
流行性角結膜炎	医師が、伝染のおそれはないと認めるまで登園停止。
急性出血性結膜炎(アポ口熱)	医師が、伝染のおそれはないと認めるまで登園停止。
手足口病	登園は、医師の判断による。
とびひ(伝染性膿痂疹)	特に登園停止の期間は決められていない。
りんご病(伝染性紅斑)	登園は、医師の判断による。
溶連菌感染症	登園は、医師の判断による。

